

京都市三山森林防災ガイドライン（仮称）の策定に係る基礎調査業務 提案募集要項

1 業務の名称

京都市三山森林防災ガイドライン（仮称）の策定に係る基礎調査業務（以下「本業務」という。）

2 業務の内容（提案募集の内容）

別紙「京都市三山森林防災ガイドライン（仮称）の策定に係る基礎調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日（火）まで

4 業務に関する基本的事項

（1）受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。

イ 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 本業務と同種¹又は類似の業務²について、受託実績の有無は問わない。ただし、本業務のプロポーザルの公告の日前10年以内に業務を完了した本業務と同種又は類似の業務の受託実績がある場合は評価の際に加点する。

エ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

オ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

カ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

キ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

（2）包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行うこと。

（3）本業務の規模は、11,000,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

¹ 同種の業務 : 森林防災に関する調査、検討、計画、設計等の業務

² 類似の業務 : 森林再生に関する調査、検討、計画、設計等の業務

- (4) 業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (5) 個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- (6) 業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。
- (7) 京都市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させること、又は内容を提示することを禁じる。
- (8) J V（共同企業体）による参加
 - ア 本業務は J V（共同企業体）による参加を可とする。
 - イ J V（共同企業体）により参加する場合は、当該委託業務を J Vにより受託する意思を明確にした覚書（契約当事者となる幹事会社及び構成員の記名押印した書面）を併せて作成し、提出すること。その場合、第3号様式（配置技術者調書）は、構成員ごとに作成すること。

5 提案書の提出

- (1) 提出方法
 - 郵送又は持参による。郵送による場合は、配達されたことを電話にて確認すること。
- (2) 提出締切
 - 持参・郵送とも令和元年8月26日（月）午後5時必着とする。
持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。
- (3) その他
 - ア 提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
 - イ 提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。
 - ウ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できる。なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。
 - エ 提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
 - オ 提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

6 提案書の作成

- (1) 提出物
 - ア 参加申込書（第1号様式） 1部
 - イ 提案書（第2号様式～第5号様式） 7部
 - ウ 受託希望金額に関する見積金額の内訳書 1部
 - エ 同種業務又は類似業務の契約書の写し 1部
- (2) 提案内容
 - 提案に必要な内容等の詳細は、別添の仕様書を参照し、第4号様式にそれぞれ以下の提案項目ごとにまとめること。

- ア 現況調査
- イ シカ実態調査
- ウ 利活用実態調査
- エ その他の調査（仕様書で想定しているガイドライン作成業務の内容以外に考えられる対策がある場合は、その対策内容と必要な調査を提案して良い。）

7 募集に関する質疑

（1）質疑の方法

本要項に関する質疑は文書（様式自由）による（必ず着信確認を行うこと。）。

ア 提出期限：令和元年8月5日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法：持参、FAX又は電子メール

（2）質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、令和元年8月8日（木）までに、京都市ホームページにおいて公開する。

◆本プロポーザルのホームページアドレス

京都市情報館>市政情報>入札・契約>入札・公募型プロポーザル情報>都市計画局 内
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-7-0-0-0-0-0-0.html>)

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

8 受託候補者の選定

提出された提案書に基づき、参加者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定する。京都市が必要と認める場合は、提案書等の提出後に、提案者に対してヒアリングを実施することがある。また、受託候補者選定委員会が、本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがある。

※評価項目等の詳細は、別添の受託候補者選定実施要領を参照すること。

9 選定結果の通知

- （1）第1順位の提案者に対して、受託候補者として選定された旨を文書で通知する。
- （2）受託候補者に選定されなかった提案者に対して、選定されなかった旨及びその理由を通知する。通知を受けた提案者は、通知を受領した日から7日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

10 契約の締結

- （1）京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。
- （2）受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合、また、技術提案書に協議の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- （3）受託候補者に決定した場合、技術提案書に記載する配置予定管理技術者及び主任技術者の履行途中における変更は、特別な事情がない限り認めない。

11 提出先（提案書、質問）及び問合せ先

京都市都市計画局都市景観部風致保全課（担当：愛場、松永）

〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話（075）222-3475 FAX（075）213-0461

電子メールアドレス fuchihozen@city.kyoto.lg.jp